|  |
| --- |
| **日本私大教連 2022年参議院選挙にむけた公開質問** |

＜ご回答方法について＞

　　　＊字数制限はありませんので枠は自由に調整ください。別紙でご回答いただいても結構です。

　　　＊本質問状のWordファイルを日本私大教連ホームページ（www.jfpu.org）に掲載しています。

電子データでのご回答を希望される場合は、ダウンロードしてご利用ください。

　　　＊ご回答は、2022年6月15日（水）までに下記まで送付いただきますようお願いいたします。

【回答送付先：電子メールinfo@jfpu.org ファックス03-3208-0430】

# 質問１．私立大学等経常費補助に関する政策について

私立大学・短期大学の教育研究活動の基盤を支える私立大学等経常費補助は、経常費の2分の1補助（補助率50％）を目指すとした制度創設当初の目標から大きく乖離し、2015年度には補助率9.9％という低水準にまで落ち込んでいます（文科省は2016年度以降の補助率を公表していません）。そこで、以下の点を伺います。

（１）制度創設時に「2分の1補助」を速やかに目指すことが国会の附帯決議でも確認されたにもかかわらず、今日では補助率が10％以下に落ち込んでいることについて、貴党はどう評価していますか。また、貴党は2分の1補助を実現すべきと考えますか。実現すべきとお考えになる場合、いつまでに達成すべきと考えますか。

|  |
| --- |
|  |

（２）政府はこの間、学生数・教職員数など定量的な基準によって配分されるべき私大経常費補助の「一般補助」に、「アウトカム指標」などによる評価に基づく配分基準を導入し、その割合を年々強化しています。これについて、貴党はどうお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（３）政府は、私大経常費補助の配分において、定員未充足大学に対する補助金の減額強化を推進しています。大学等修学支援制度でも、定員割れし経営悪化に直面する大学を支援対象から除外しています。これらの政策について貴党はどうお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（４）地方の私立大学は、地域の課題と向き合い地域社会の発展に大きく貢献してきましたが、地域経済の疲弊による大学進学率の伸び悩みなど複合的な要因の中で、厳しい経営状態に置かれています。そうした地方中小規模私大への財政支援について、貴党はどうお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（５）私立大学等経常費補助と国立大学法人運営費交付金を学生一人あたりの金額で比較すると、私立大学は国立大学の13分の1しかなく、OECD諸国の中でも最低水準になっています。学生数・大学数ともに私立大学が8割近くを占めている現状を踏まえ、①私立大学と国立大学間の公財政支出の大きな格差を解消すべきとお考えになりますか。②「はい」の場合、どのようにして解消すべきとお考えになりますか。

|  |
| --- |
| ①【　はい ・ いいえ 】②「はい」の場合の解消方法 |

# 質問２．私立大学生の学費負担の軽減に関する政策について

日本の私立大学で学ぶための学費負担は、世界的に見ても突出して重い状況にありますが、2020年度から実施されている「大学等修学支援新制度」（授業料減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯とそれに準じる低所得層に限定され（目安年収380万円以下）、それ以外の学生には貸与奨学金以外に公的支援がありません。

（１）貴党は、現行の「大学等修学支援新制度」の対象とならない中間所得層の私立大学生にも、学費負担軽減のための施策を強化する必要があるとお考えになりますか。お考えになる場合、どのような施策を実施しようとお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（２）現行の「大学等修学支援制度」は、「年収要件」以外に「成績要件」や「機関要件」（実務家教員の配置や外部理事の登用など）を定めて支援対象を選別していますが、私たちは「年収要件」のみを基準にした制度に変更すべきであると考えます。この点について貴党はどうお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（３）政府・文科省は無利子奨学金の拡充を図ってきたと説明していますが、今も有利子奨学金が大半を占めています（2022年度予算の貸与人員：無利子50.3万人、有利子72.5万人）。現行の無利子奨学金の成績要件・年収要件等を大幅に緩和するとともに、今後、貸与奨学金は無利子に一本化すべきと考えますが、貴党はどうお考えですか。

|  |
| --- |
|  |

（４）政府が2012年に国際人権規約（社会権規約）の「高等教育の漸進的無償化」条項の留保を撤回してから、今年で10年目を迎えますが、無償化の実現にむけてどのような施策の実施が必要だと考えますか。その財源とともにお答えください。

|  |
| --- |
|  |

# ３．私立学校法改正、学校法人のガバナンス改革について

（１）私立大学をめぐる不祥事は、学校法人の理事長・理事による専断的運営、大学への介入によって生じています。不祥事を防止し、学校法人の公共性を高めるには、学校法人の重要事項は評議員会の議決を要することとし、評議員の選任は理事会が関与せず民主的に行うこと、理事の選任は評議員会が行うこと等を定める私立学校法改正が必要だと考えます。このことについて貴党の見解をお示しください。

|  |
| --- |
|  |

（２）文科省は、今般の私立学校法改正の議論において、理事会に学長の選解任を行う権限があるという誤った見解を示しています。このようなことを定めた法律はなく、国会で政府も「私立大学の学長選考に関し、その選考方法も含めて、決定権限が理事会にあることを明文で規定した法律はない」と答弁してきました。文科省の見解が合法化されれば、私立大学における大学の自治に重大な影響を及ぼし、不祥事の発生に拍車をかけかねません。以上のことについて貴党の見解をお示しください。

|  |
| --- |
|  |

# ４．大学の自治、学校教育法の再改正について

（１）ユネスコ総会が1997年に採択した「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、大学の自治について「自治は、学問の自由が機関という形態をとったもの」と定義し、政府（加盟国）は「高等教育機関の自治に対するいかなる筋からの脅威であろうとも高等教育機関を保護するべき義務がある」としています。この勧告に賛同しますか。反対であれば、理由をお示しください。

|  |
| --- |
| 【　賛成 ・ 反対 】（反対の場合、その理由） |

（２）2014年の学校教育法改正と同施行通知によって、大学自治の中心となる機関である教授会が「重要事項を審議する」機関から、学長が決定を行うに際し意見を述べるだけの機関になりました。これを契機に教授会を開催しない大学や開催回数を大幅に減少した大学も増えました。この事実をご存じですか。

|  |
| --- |
| 【　知っている ・ 知らない 】 |

（３）教授会は大学自治にとって重要な機関と考えますが、貴党のご見解をお示しください。

|  |
| --- |
|  |

# ５．平和と民主主義に関して

（１）日本学術会議会員の任命拒否問題は、政府の対応について日本学術会議も納得していないことに明らかなように、現在も未解決です。貴党は、この問題について、政府がどのように対応すべきと考えていますか？ご見解をお示しください。

|  |
| --- |
|  |

（２）学術研究においては、人々の幸福を目的とすること、その成果を広く公開することが原則です。これに対し、軍事研究は目的が異なること、その成果が秘密にされることなど、本来の学術研究とは相容れないものと考えます。貴党は、大学で軍事研究が行われることについて、どうお考えになりますか？ご見解をお示しください。

|  |
| --- |
|  |

（以上です。ご協力に感謝申し上げます。）